

千葉市告示第514号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施したので、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉市条例第17号）第42条の規定により、当該報告書をつぎのとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条例第43条の規定により、千葉市長に意見書を提出することができます。

令和4年6月15日

千葉市長 神谷 俊



- 1 施設名称
千葉市新清掃工場（仮称）
- 2 施設の設置場所
千葉市若葉区北谷津町347番地
- 3 施設の種類
一般廃棄物処理施設（焼却施設）
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃ごみ（破碎可燃残渣含む）、破碎不燃残渣、焼却灰、災害廃棄物
- 5 施設の能力
585 t/日（195 t×3炉）
- 6 事業内容
廃棄物焼却等施設の新設
- 7 環境影響評価の項目
大気質、悪臭、騒音、振動等
- 8 縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所
 - ア 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課
 - イ 千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号
千葉市若葉区役所 地域振興課
 - (2) 期間
令和4年7月1日から令和4年7月31日まで。
（閉庁日を除く。）
 - (3) 時間
 - ア 廃棄物施設整備課
午前8時30分から午後5時30分まで。
 - イ 若葉区役所
午前8時30分から午後5時30分まで。
ただし、休日開庁日は午前9時から午後0時30分まで。

9 意見書提出先

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

電話番号 043-245-5243

FAX番号 043-245-5667

電子メールアドレス shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

10 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名 (2) 住所 (3) 生活環境保全上の見地からの意見 (4) 対象事業の名称

11 意見書記載方法

日本語で記載すること

12 意見書提出期限

令和4年8月1日から令和4年8月14日まで